

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：羽生市

公表日：令和8年6月30日

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.3 %
全職員	74.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.7 %
本庁課長補佐相当職	94.7 %
本庁係長相当職	104.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8 %
31～35年	86.2 %
26～30年	88.1 %
21～25年	92.7 %
16～20年	84.9 %
11～15年	94.6 %
6～10年	86.5 %
1～5年	88.3 %

【説明欄】

- ・対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・任期の定めのない常勤職員とは正規職員を指します。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指し、短時間勤務者も含まれます。
- ・再任用職員（短時間）、会計年度任用職員（パートタイム）など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしています。
- ・例）週20時間勤務の職員：20時間÷38.75時間（正規職員の勤務時間）＝0.51人/月
- ・2（1）役職段階別 本庁部局長・次長相当職については女性職員がいないため算出不可。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	10.0 %

【説明欄】

・ 管理的地位にある職員とは、「課長級」と「部長級」に該当する職員とします。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	12.5 %
本庁課長補佐相当職	11.1 %
本庁係長相当職	23.9 %

【説明欄】

・ 本庁部局長・次長相当職については、該当者がいないため対象外としています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	122.2 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	0.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	9.2 %	0.0 %	— %	0.0 %
1週間以上2週間未満	9.2 %	0.0 %	— %	0.0 %
2週間以上1月以下	27.2 %	0.0 %	— %	0.0 %
1月超3月以下	27.2 %	0.0 %	— %	0.0 %
3月超6月以下	27.2 %	0.0 %	— %	0.0 %
6月超9月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
9月超12月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
12月超24月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
24月超	0.0 %	100.0 %	— %	— %

【説明欄】

- ・常勤職員の育児休業取得率について、令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せず、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えています。
- ・会計年度任用職員の男性職員については、育児休業の対象となる職員がいませんでした。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.6 時間／月
内部部局等以外	11.0 時間／月

【説明欄】

・「内部部局等」は本庁、「内部部局等以外」は本庁以外の出先機関となります。